

離婚を検討されている方へ

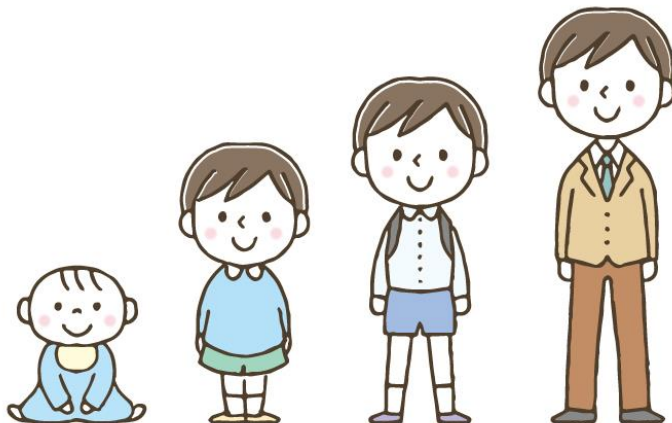
早く別れたいけど、話し合いが難しい・・・

色々大変だけど  
ちょっと待って!!

# こどもの**養育費**と**親子交流**は決めましたか？

## 養育費とは

こどもが経済的・社会的に自立するまでに必要となる生活に必要な経費（教育費、医療費等を含む）です。  
離婚により親権者ではなくなった親も、引き続き、こどもの生活を保障する義務を負い、成長を支えることは、とても大切なことです。



### 〔決めておくこと〕

こどもの年齢や健康状態、生活状況などを考慮した養育費の内容（金額、期間、時期、方法、進学など特別な出費への対応）

※裁判所では「標準算定表」を公開しています。

## 親子交流とは

離婚後、こどもと離れて暮らすこととなった親が、こどもに面会して一緒に過ごしたり、様々に連絡を取ることです。  
親が離婚したとしても、こどもにとって父母はかけがえのない存在です。父母から愛されている、大切にされていると感じることが、こどもの大切な力となります。



### 〔決めておくこと〕

こどもの年齢や健康状態、生活状況などを考慮した面会等の内容（方法、時間、回数、親同士が互いに守るべきルール）

(R7.5 高山市こども家庭センター)

他にも、慰謝料や財産分与、年金分割などしっかりと決めておくことが、離婚後の親子の暮らしの支えになります。

## 公正証書

公証人が依頼により作成する、内容が正しいと推定される公（おおやけ）の文書です。



養育費や親子交流など離婚に際して取り決めた内容は、口約束ではなく、公正証書（公文書）として書面で残しておくことが大切です。

養育費などが取り決めどおりに支払いされない場合、給与や財産を差し押さえる（強制執行）ができる条項を盛り込んだ公正証書を作成しておくとい良いでしょう。

### [公正証書を作成するには]

|      |                                                     |
|------|-----------------------------------------------------|
| 作成場所 | 高山公証役場<br>高山市花岡町2-55-25<br>高山Lビル2階<br>☎0577-32-4148 |
| 作成方法 | 契約時は夫婦どちらかの来所で手続き可能<br>内容確認は夫婦一緒に来所<br>事前の電話予約が必要   |
| 必要書類 | 戸籍謄本<br>協議内容を示す書面                                   |
| 手数料  | 2万円～3万円程度<br>（養育費などから算定）                            |
| 作成期間 | 1か月程度                                               |

※夫婦だけで作成した協議書や念書では、強制執行を行うことはできません。

## 調停離婚 裁判離婚

夫婦でうまく話がまとまらない時は、裁判所の力を借ります。



裁判官や調停委員を交えた「話し合い」により夫婦（双方）合意を目指すのが調停離婚です。

調停で合意できない、相手方が協議に応じないといった場合、調停は不成立となり、裁判により結論が示されます。

### [調停の手続きには]

|      |                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 調停場所 | 岐阜家庭裁判所 高山支部<br>高山市花岡町2-63-3<br>☎0577-32-1140                                    |
| 調停方法 | 裁判官が決めた日時に裁判所に夫婦（双方）が出席                                                          |
| 必要書類 | 戸籍謄本<br>申立書（3通）                                                                  |
| 手数料  | 離婚：3千円程度<br>養育費：1,200円×こどもの数と<br>切手代1,500円程度<br>裁判：13,000円から<br>（慰謝料や財産分与等で加算あり） |
| 調停期間 | 1か月に1回程度（3～5回）                                                                   |

※弁護士に手続き等を依頼する場合、別に弁護士費用が必要です。（平均的な費用）

離婚協議書の作成（1.5～5万円）  
調停離婚（40万円）  
裁判離婚（30～60万円）

## 相談窓口

離婚は、その後の自身やこどもの人生に大きく影響します。一時の感情に任せず、まずは相談しましょう。



高山市では、経験豊かな女性相談員が悩みに寄り添い、解決に向けてサポートします。

高山市 女性相談  
高山市花岡町2-18  
こども家庭センター内  
☎0577-35-3179

養育費や財産分与など弁護士に相談できる機会が様々に設けられています。

|                               |                                            |
|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 高山市無料<br>法律相談                 | 月1回（予約制）<br>高山市福祉課<br>☎0577-35-3139        |
| 高山市法律<br>相談センター<br>（山王福祉センター） | 予約制30分5.5千円<br>岐阜県弁護士会事務所<br>☎058-265-0020 |
| 岐阜県無料<br>法律相談                 | 岐阜県ひとり親家庭等<br>就業・自立支援センター<br>☎058-268-2569 |
| 法テラス<br>（日本司法<br>支援センター）      | 地域の弁護士の紹介や<br>弁護士費用の立替え<br>☎0570-078-374   |

※支援しているNPO法人もあります。  
あゆみだした女性と子どもの会（岐阜市）  
☎080-1613-1515（月金の午後）